

多摩地域福祉有償運送運営協議会

(平成24年度 第1回)

会 議 録

会 議 名	平成24年度第1回 多摩地域福祉有償運送運営協議会	
日 時	平成24年8月21日(火) 午後1時30分~2時30分	
場 所	東京自治会館 大会議室	
出 席 者	委 員	下條・向井・紺野・秋山・藤井・島津・水田・石井・石毛(遠藤 委員代理)・塚本(山本委員代理)・橋田・小山・谷部・清水・石 田
	説 明 者	医療法人社団 櫛会 小平北口クリニック(更新登録) 医療法人社団 櫛会 東久留米クリニック(更新登録) 医療法人社団 櫛会 東大和南街クリニック(更新登録) 医療法人社団 櫛会 北八王子クリニック(更新登録) 特定非営利活動法人 悠楽(更新登録) 社会福祉法人 啓光福祉会(更新登録)
	事 務 局	調布市・小平市
	オブザーバー	東京都
欠席委員	横田	
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員紹介及び挨拶 3 副会長の指名について 4 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1回特別幹事会での審議に関する報告について (2) 運営協議会に協議申請された事項の審査について 5 報告、その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いにつ いて (2) 福祉有償運送の登録を抹消した団体について (3) その他 	
公開・非公開の 別	公 開	
非公開の理由		
傍 聴 人 の 数	8 名	

<p>配 付 資 料</p>	<p>事前送付資料一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査団体一覧表 ・ 更新登録申請団体要件確認表 <p>机上配付資料一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1 多摩地域福祉有償運送運営協議会委員・ブロック幹事会委員名簿 ・ 資料2 多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿 ・ 資料3 多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱 ・ 資料4 多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体等一覧表 ・ 資料5 特別幹事会審査事項の報告について ・ 資料6 「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱い」報告について ・ 資料7 福祉有償運送の登録を抹消した団体について ・ 資料8 登録団体の運転者の状況について
----------------	--

平成24年度 第1回 多摩地域福祉有償運送運営協議会

平成24年8月21日

【協議会事務局】 定刻になりましたので、平成24年度第1回多摩地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

今年度、運営協議会事務局を務めます調布市です。昨年度の特別幹事会事務局に引き続きまして、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第の2、委員紹介及びあいさつでございます。まず、今年度最初の運営協議会でございますので、本日、出席していただいております委員の皆様のご自己紹介をお願いいたします。

ご発言のときはマイクのスイッチを入れていただきますよう、お願いいたします。

自己紹介につきましては、最初に会長からいただき、本日、皆様にお配りしております資料1 運営協議会委員名簿に従いまして、会長の次は名簿順にお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

(委員の自己紹介及び挨拶)

【協議会事務局】 ここで、事務局より会議の成立についてご報告いたします。

(会議成立の報告)

【協議会事務局】 続きまして、次第の3、副会長の指名についてご説明いたします。

設置要綱第6条の規定により、副会長は会長の指名した者を充てることになっております。会長、いかがいたしましょうか。

(副会長の指名)

【協議会事務局】 議事に入ります前に、申請団体、団体所管の自治体、傍聴の方がご入場いたしますので、皆さん、しばらくお待ちください。

(傍聴者入場)

【会長】 それでは、私、会長を務めます。よろしくお願いいたします。

本日は、6団体の審査をいたします。早速ですが、資料の確認、会議運営上の確認事項につきまして、事務局からお願いいたします。

【協議会事務局】 事務局より、配付資料についてご説明いたします。

委員の皆様に先日、郵送いたしました資料は、審査団体一覧表及び各団体の要件確認表でございます。

次に、本日お手元にお配りしておりますのは、第1回運営協議会次第、資料1 運営協議会委員・ブロック幹事会委員名簿、資料2 特別幹事会委員名簿、資料3 設置要綱、資料4 登録団体一覧表、資料5 特別幹事会審査事項の報告について、資料6 「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱い」報告について、資料7 福祉有償運送の登録を抹消した団体について、資料8 登録団体の運転者の状況について。

本日の配付資料は以上でございます。不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

よろしければ、続きまして、会議を開催するに当たり、会議運営上の確認事項についてご報告いたします。

設置要綱第11条の規定により、運営協議会は原則公開となっており、公開用の会議録を作成いたしますので、発言は録音いたします。発言される方は、氏名を述べてからお話しくださいますよう、お願いいたします。

なお、公開用の会議録は、発言者の名前を会長、副会長、委員、事務局という表示に変更いたします。個人の氏名は表示いたしません。

今回も傍聴の方がいらっしゃいますが、傍聴される方には録音・撮影はご遠慮いただいております。また、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合は、非公開とすることができる規定になっております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会長】 では、次第に沿いまして、4番の議題、(1)第1回特別幹事会での審議に関する報告について、報告お願いいたします。

【特別幹事会会長】 特別幹事会で会長を仰せつかっております小平市でございます。今回の運営協議会に先立ち、去る7月9日に特別幹事会第1回を開催いたしておりますので、ご報告申し上げます。

特別幹事会では、更新登録申請の6団体について、審査をいたしました。審査結果の詳細につきましては、特別幹事会事務局よりご説明申し上げます。

なお、更新登録申請6団体ともに、運行管理の体制等の書類の差し替えの必要が生じました。そうした中で、条件つきでのご了承をいただいているところでございます。

個々の結果につきまして、特別幹事会事務局よりご報告申し上げます。よろしく申し上げます。

【特別幹事会事務局】 特別幹事会事務局の小平市から報告をいたします。お手元、今

日、配付いたしました資料5 第1回特別幹事会審査結果について（報告）に沿いましてご説明を申し上げます。資料5の裏面をごらんください。

今回、6の更新申請団体のうち、ナンバー1から4は同じ法人、医療法人社団櫛会となっております。特別幹事会では、運行管理の体制等について、ご指摘をいただきました。4団体の中で、運行管理者と整備管理者について、同一人が複数団体を受け持っている状況があるという報告がされておりましたので、緊急時の対応等も考えまして、同一人が複数団体を受け持たないなど、法人として再調整することになりまして、付帯意見つきで了承いただいております。事前配付いたしました要件確認表では、調整後の訂正済みのものとなっております。

まず、ナンバー1の小平市所管の医療法人社団櫛会小平北口クリニックでございます。車両数、運転者数、会員数、損害保険の件数及び内容に変更がございます。車両数の変更につきましては、平成24年6月15日に届け出済みとなっております。付帯意見としていただきました運行管理の体制につきまして調整の結果、訂正をしております。

続きまして、ナンバー2、東久留米市所管の医療法人社団櫛会東久留米クリニックでございます。運転者数、会員数及び損害保険の内容に変更がございます。この団体につきまして、運行管理の体制に変更はございません。

続きまして、ナンバー3、東大和市所管の医療法人社団櫛会東大和南街クリニックでございます。車両数、運転者数、運行管理責任者、会員数、損害保険の件数及び内容に変更がございます。車両数の変更につきましては、平成24年6月7日に届け出済みとなっております。運行管理の体制につきましては、調整の結果、訂正をしております。

続いて、ナンバー4、八王子市所管の医療法人社団櫛会北八王子クリニックでございます。車両数、運転者数、会員数、損害保険の件数及び内容に変更がございます。車両数の変更につきましては、平成24年6月13日に届け出済みとなっております。運行管理の体制につきましては、調整の結果、訂正をしております。

続いて、ナンバー5、八王子市所管の特定非営利活動法人悠楽でございます。車両数、車両の種類、運送対象の態様、会員数、損害保険に変更がございます。車両数、車両の種類の変更につきましては平成22年8月11日、運送対象の態様につきましては平成24年5月10日に届け出済みとなっております。また、要件確認表におきまして、特別幹事会で団体の代表者名に記入誤りがあったため、審査の結果、修正することで了承いただいております。事前配付資料は訂正後のものとなっております。

続いて、ナンバー6、多摩市所管の社会福祉法人啓光福祉会でございます。運行管理責任者及び会員数に変更がございます。また、使用車両の区分につきまして誤りがありまして、特別幹事会での審査の結果、修正することで了承をいただいております。事前配付資料につきましては、修正後のものとなっております。

特別幹事会での審査結果に関する報告につきましては以上でございます。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次第の次の運営協議会に協議申請された事項の審査に入りたいと思います。全部で6団体ありますけれども、1団体ずつやっていきたいと思います。

まず、第1番目の医療法人社団櫛会小平北ロクリニック。団体は説明のほうに。いいですか。

そしたら、小平市から補足説明をお願いいたします。

【小平市】 小平市です。ナンバー1、小平北ロクリニックということで、よろしくお願いいたします。

前回からの変更点は、ただいま事務局からの説明のとおりでございます。6月15日に小平北ロクリニックにて運行記録簿等の書類を確認させていただいております。使用車両についても適正に管理運営されております状況でございました。特別幹事会でご指摘をいただきました運行管理責任者等は、櫛会で調整をいただきまして、小平北ロクリニックでも調整の上、変更し、本日の届け出をさせていただいております。

以上でございます。

【会長】 ただいまの報告に対して、質疑に入りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【委員】 私は前の幹事会にも出ましたので、特にこれについて今、異論を唱えるものではないということを、まず置いておいていただきたいんですけども、櫛会に限りましては、小平の櫛会だけではなくて、いろんなところで、運転者の要件一覧表を見ていただきますと、年齢が高い方が多いんですよ。75歳の方が2人いらっしゃって、73歳の方が3人ですか。しかも、ほかのいわゆるNPOの運転手と比べて二種免許を持っている方がかなりたくさんいらっしゃって、私の予想ですが、多分バスやタクシーのOBが多く勤務されているのかなと思っております。という限りは、退職された方ですから、当然、年齢が高くなってくるのかなと。

私がいつもこの場で言わせていただいているのは、高齢の運転手の健康状態の把握または加齢によるいろんな機能の衰え等を勘案した上で、安全な運行を確保できるのかという話です。ぜひ留意をいただいて、これはタクシーでも同じような内容が持ち上がっているものですから、特にこの場で何歳以上は駄目でしょうと言う気は毛頭ないんですけども、やはりどうしても加齢とともに機能が弱っていくのはご承知のとおりでございますので、安全運行という側面から、特に高齢の運転手に関してはぜひよく気を使っていただいて、点呼等をきちんと行う、またはできれば年に一遍は健康診断を受けていただくとか、何らかの元気ですよという確認をとっていただければなと思います。

以上です。

【委員】 それに関連して、大分前に同じ議論をタクシー事業者団体の代表委員のご意見でやって、私もそのとき申し上げて、やっぱり検討すべきであるということを提案したような記憶があるんですが、検討すべきということを事務局はどう受けとめていくのかも含めて、やはりそのあたりはしっかりやらないといけないんじゃないか。具体的には、この会議の中のサブワーキングか何かをつくって、半年なり1年なり検討して、一定の結論をこの会議の中に持ってきていただくことがとても重要なことだと思います。

以上です。

【委員】 たしか1回、案のようなものを出されていたような気がするんですが、そのままになっちゃったなという感じなんです。

【委員】 消えちゃったんですか。

【会長】 いや、私もその会はちょっと関連しましたが、あのときは、案を出したんですけども、それを医学的にも証明していくのはなかなか難しいねということがありました。それから、タクシー業界から一つの方針、指針を出そうと検討中で、それが出てからでも遅くはないんじゃないかということがあったと思います。

【委員】 そうでした。そのとおりなんですけれども、実は、結局は、言い方は悪いんですけども、人によって衰え方は違うんですよ。元気な方は75歳を超えてもぴんぴんしていらっちゃって、80歳近くでもぴんぴんされている方はたくさんいらっちゃって、一くりにできないという結論でこちらの業界の話が終わっちゃったんですね。あとは私どもの業界は事業者責任になりますものですから、個々の事業者がその年のそういう方を雇っている責任をとりなさいよということで終わっちゃった経緯があるんですよ。

【委員】 そのあたり、一定程度の質問項目などを用いて、あるいはお医者さんに年に

1回か2年に1回、かかったときに、動体視力など、さまざまな視力の問題と運動機能などで問題がある箇所を探していくというやり方があると思うんですね。そういうことを、この会としてある程度、団体の人たちに対して保障していくやり方もあると思うんですね。そのチェック機能をつくるのがとても大事で、それをやって、チェックした後、やめるかどうかはその団体の判断だったり、あるいは個人その人の判断だったりしてもいいと思うんですね。まずチェックをすることがとても大事なかなと思います。

【委員】 ごめんなさい。個人タクシー業界では75歳を超えて業務につけない形に現状ではなっておりますけれども、残念ながら法人業界にはまだそういう指針ができていないですね。それは、さっき言ったような理由がありまして、なかなか年ですばっとできない世界があるものですから、なかなか年では切れないとなると、先ほど学識経験者委員もおっしゃったように何らかの形で健康チェック、機能のチェックをしていくのが必要になってくるのかなと。ただ、私もきつく言えない状況にあります。タクシー業界がそうだから。

【委員】 ちょっと1点、よろしいですか。これについては、ここの団体がやったほうがいいのか運輸支局がやったほうがいいのか、難しい問題なんですよ。運輸支局としても、どういう形でやったほうがいいかをある程度、検討していただくことも大事な点だと。それから、この協議会は東京都が最初のスタート時点ではやりましたので、東京都も一定の責任を果たすという議論はあると思うんですね。都と運輸支局とこの会議の中で決めていくのが一番素直なやり方。

ただ、問題は、この会議が、スタート当時は多摩はあまりにも多いから一括でやろう、4つの分科会をつくってやろうというのが、今は1つの分科会の単なる審査機構に陥ってきています。いずれ交通基本法がどうなるかわかりませんが、今、審議にかかっていると思うんですね。あるところでは交通基本法の地域公共交通の中に入れ込んでいるところも例外的にあるんですが、この会議は、交通基本法に基づく地域公共交通会議が将来も継続するとしたら、その中のバス分科会あるいはNPO分科会、タクシー分科会等、幾つか分かれていくのが筋なのかなと。そういう意味では、こういう大集団でやっていること自体が意味があるかどうかと、それぞれの自治体が独自の形で運営協議会を設定したほうがよろしいかどうかという瀬戸際に来ているのも現実にございます。そのことも含めて、安全運転については検討しなければならないと思います。

【会長】 わかりました。

【委員】 学識経験者委員は、多分、地域公共交通会議のことをおっしゃっているんだと思うんですけども、それとこれはまた法律やでき上がっているあれが違うんですね。ですから、なかなか一遍にやりやいいでしょうという話にもならないんですよ。

【委員】 そういうことではなくて、地域公共交通会議はバスを担当としていて、タクシーやNPOを運行しているのもある意味では交通サービスの一つですけども、分科会として、むしろ他の交通の視野のもとにこういった会議が開かれているということが地域ごとに重要なんだと申し上げているだけであって、こうやって特別に隔離してやる方がいいかどうか、多分よくないでしょうというのが私の意見です。

【会長】 わかりました。

去年の幹事会で、今、ご指摘された高齢ドライバーが多いねということでもって、たしか事務局としても案をつくって、それが、ちょっとこれを当てはめるのはなかなか難しいねという指摘が委員からもあったと思います。そのときに、現状として、ボランティア団体の代表の方じゃなかったかな、点呼はしっかりやっているよ、信頼してくれという話で、法人タクシーの団体の方針が出てから検討したほうがいいんじゃないかということだったんですけども、もしそういうワーキングをつくるとすれば、今、学識経験者委員からご指摘があったように、もともとの、ここだけじゃなくて、今、言ったようなもっと広い支局を取り入れた大きなワーキングをつくって、一つの案である点呼はどういう項目をやったらいいかぐらいまでは検討してもいいんじゃないかという提案だと思います。今年は、今、この場では無理ですけども、来年度の申し送りでもっていかがでしょうか。

【委員】 たたき台としてはもうでき上がって、あの内容を見た感じでは、さすがに福祉に関係する職員の方がつくっただけあって、かなりきちっとできているなど私は思いましたので、またそれをたたき台にして話していくのがいいんじゃないかなと思います。

【会長】 ちなみに、今日の団体の懇会は、そういう点呼のほうでは特別、工夫されたことはありますか。そういえば、確かに高齢のドライバーが多いことは多いんですけども。

【医療法人社団懇会】 私どもでは、一応、年1回の健康診断を、常勤、非常勤に関係なく、継続勤務している者はやるようにしています。それから、今、点呼の部分も出ましたけれども、これについてはアルコールチェックと、そのときの体調のさわりというわけではないんですが、体調が芳しいか芳しくないかを聞くのと、指示事項としてその日の注意事項を与えるところで済んでいますので、取り立てて点呼で工夫して、そこを突っ込ん

でいるということでは行ってはいないですね。ただ、健康診断をやって健康管理という面と、先ほど年齢的な問題が出ておりましたけれども、基本的には非常勤職員ですからあまり年齢制限はないんですが、一応、私どもも今年度より、75歳を上限に運転手の継続雇用をしているのが実態というか、そうしていただくように運用を始めました。高齢者の方を送迎しておるんですけれども、年齢的なものもちょっとかんがみると、やっぱり75歳が上代ではないかということで、誕生日が来た時点でという形で行い始めました。

【会長】 ありがとうございます。

この件に関して、さらに提案するようなことがありましたら。

【委員】 先ほどからの議論で、点呼も大変大事だと思うんですけれども、今、健康診断を団体が年1回されているというお話がありました。実は、当社でも過去に、事故にはならなかったんですけれども、体調が悪くなって運行を中断した。それを支局に届けたときに、今日、お見えになっています方の担当じゃなくて監査のほうでしたけれども、要は健康診断は必ず年1回、それがきちんと受診されているのか。当社でいえば、ちゃんと100%受診されているか。それで、手前どもでいうと、65歳以上になると、多分、半分以上が引っかかるんですよね。再検です。再検を受けていますか、何%ですか、100%を受けていますか。再検の後、病院の指示があるわけですが、指示があった方々を会社ではどのように管理されていますか。例えば月に2回、病院へ行ったときにどんな薬をもらって、どういう問診を受けたのかをすべてメモってください。そこまでを言われて、当社ではその後、それを徹底してやっています。そういう意味では、点呼も大事ですけれども、顔色を見ても、素人がいろいろ判断するのはなかなか難しいですから、やはり健康診断を今、私が申し上げたところまできちっとやるのが大事なことだと思います。

【会長】 これも、ワーキングにタクシー事業者の代表委員みたいなタクシー事業者も入っていただいて、今、言ったようなアイデアを寄せ集めて、現実的なチェック項目を検討するということがいかがでしょうか。

そしたら、第1番目の小平北口クリニックのこの件に関しては、幹事会でもって検討していきまして了承することになるんですけれども、承認ということがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 では、承認ということで、お願いいたします。

次に、2番目の同じ医療法人社団樺会東久留米クリニックの議事に入りたいと思います。

【東久留米市】 東久留米市でございます。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点は、事務局のご説明のとおりでございます。6月22日に、東久留米クリニックにおきまして運行記録簿等の書類を確認させていただいております。使用車両についても確認し、適正に管理運営がされております状況をご報告させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 では、審議に入りたいと思います。各委員からは、ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしかったら、幹事会での結論に合わせまして了承ということはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 では、了承いたします。

次に、3番目の東大和市、同じ医療法人社団櫛会の東大和南街クリニックの審議に入りたいと思います。

それでは、東大和市、お願いいたします。

【東大和市】 東大和市です。よろしくお願いいたします。

冒頭に、要件確認表の差し替えがございます。本日は、事務局から1枚のみで郵送されました要件確認表をごらんいただきたいと思います。

内容につきましては、前回の変更点につきましては事務局の説明のとおりでございます。私どもは、6月4日に東大和南街クリニックにて帳簿書類を確認させていただきました。その時点で、7月に自動車保険と車検証の有効期限が満了となる車両がございまして、更新後に確認いたしまして、次回の運営協議会までに資料の差し替えをさせていただきたいと申し上げました。それで、先月で自動車保険と車検証の有効期限が満了となりました2台の車両につきまして、8月7日に東大和南街クリニックにおきまして車両、書類等の確認を行いました。内容につきましては、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

ないようでしたら、幹事会で決めたとおり、了承ということはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 では、了承いたします。

では、4番目の八王子市の同じ医療法人社団櫛会北八王子クリニックの審議に入りたいと思います。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。6月14日に現地にて運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両につきましても確認しまして、適正に管理運営されている状況でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

今の八王子市の補足説明ですけれども、いかがでしょうか。

ご意見がないようでしたら、幹事会が結論を出した了承ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 では、了承とします。

次に、八王子市の特定非営利活動法人悠楽です。担当の方、入れ替わって、よろしくお願いいたします。では、八王子市、よろしくお願いいたします。

【八王子市】 八王子市でございます。

前回からの変更点につきましては、事務局説明のとおりでございます。6月18日に現地にて書類を確認させていただきました。車両につきましても現地で確認しまして、適正に管理運営されている状況でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、審議に入りたいと思います。今の八王子市の補足説明について、いかがでしょうか。

ご意見がないようでしたら、幹事会で出した結論に従って、了承ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 では、了承ということで、どうもご苦労さまです。

最後の6番目、多摩市の社会福祉法人啓光福祉会です。団体が着席になりました。では、多摩市から補足説明をお願いいたします。

【多摩市】 多摩市でございます。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。6月8日に啓光福祉会にて運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

事務局からの報告のとおり、先日の特別幹事会におきまして、使用車両についてご指摘をいただきました。そのことを踏まえまして、関係書類を訂正し、提出させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 では、審議に入りたいと思います。今の多摩市の補足説明に対して、いかがでしょうか。

特別ご意見がないですね。そうすると、特別幹事会で出した結論の了承ということで承認いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 では、承認ということでもって。

4、議題の運営協議会に協議申請された審議の審査について、これで終了したいと思います。

その次の5番目の報告、その他に入りたいと思います。(1)福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて、事務局からお願いいたします。

【協議会事務局】 運営協議会事務局より、ご報告いたします。お手元にごございます資料6 「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱い」報告についてをもとに、東京運輸支局専門官より、ご説明をお願いいたします。

【委員】 東京運輸支局です。

資料6、運送の区域の特例的な取り扱いについてなんですが、基本的には報告のあったものすべてにつきまして、もともとの運送の区域に在住の方が入院等によって一時的にその市等を離れまして、そこからの一時的な外出ということで、通達の中で言っています帰属性のある取り扱いに該当しましたので、簡単にご説明させていただきました。

失礼します。

【会長】 そしたら、今の報告に対して、委員の方からご質問は何かありますか。

では、ないようでしたら、次の(2)福祉有償運送の登録を抹消した団体について、事務局からお願いいたします。

【協議会事務局】 事務局より、ご報告いたします。お手元にごございます資料7 福祉有償運送の登録を抹消した団体についてをごらんください。

まず、国立市所管の特定非営利活動法人てこネットでございます。廃止年月日は平成24年3月25日、廃止の理由は、運送事業が赤字になり、他の事業に影響が出て維持経費がかさむためでございます。会員は、家族の送迎や福祉タクシーを利用とのことでございます。

ここで、お手数ですが、資料の訂正をお願いいたします。本日、お配りしております資料4、2ページをごらんください。横書きの一覧となっているものです。こちら、NPO

法人てこネットの廃止年月日が「平成23年」と誤って記載されておりますので、「平成24年」とご訂正をお願いいたします。資料に不備がございましたことを、謹んでお詫び申し上げます。

続きまして、資料7にまた戻らせていただきます。

次に、あきる野市所管の社会福祉法人さくらぎ会でございます。廃止年月日は平成24年3月31日、廃止の理由は、車両等の維持経費不足及び運転者の減少による担い手不足から運営が厳しくなったためでございます。会員は、市内及び近隣の市町村が行う移送サービスに受け入れられたほか、家族が移送を行うことで対応しているとのことであります。

次に、東大和市所管の特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会でございます。廃止年月日は平成24年7月24日、廃止の理由は介護タクシーに移行したためでございます。会員は介護タクシーを利用させていただくとのことでございます。

以上でございます。

(特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会の廃止年月日は、8月28日付事務連絡により「平成24年7月27日」に訂正された。)

【会長】 ありがとうございます。

ただいまのご報告に対して、ご意見がありましたら、お願いいたします。

3番目の日本アビリティーズ協会の場合は、いわゆる介護タクシーに移行ということは、料金体系が全く違ってくるということですね。

【協議会事務局】 変わります。

【会長】 そうですよ。

【委員】 この日本アビリティーズ協会というのは前々からいろいろと問題が指摘されている団体で、商売ベースでやっている世界とNPOの皮をかぶった二面性をうまく使い分けているんじゃないかという指摘があって、たしか調査が入ったように記憶しています。あるときはボランティアや非営利活動法人を利用して、あるときは商売ベースに変わる。これは、多分もうこれではうまくいかないのだから商売ベースの介護タクシーにするつもりなんだと思うんですね。こういう団体があると、ほんとうに商売ベースなんじゃないかと言われちゃう、まじめなNPOがかわいそうな感じがいたします。これは記録されているので、日本アビリティーズ協会の関係の方がいらっしゃったら、また後で文句を言ってきていただいて構わないですけども、こういう団体がある限り、商売ベース、あなたは商売でやっているんじゃないかという疑問を持たざるを得ない。ということは、まじめにや

っているNPOがそういう目で見られてしまう。これはやっぱりちょっと問題があるように思いますね。ですから、こういうふうに簡単に、NPOで福祉有償運送でやろうと思っただけでも、もうからないから介護タクシーに変えますと、ここでもろに書かれちゃうと、ほんとうなのかという感じはするんです。ぜひ、ここにいらっしゃる市の方、こういう団体があるんです。ここで断定しちゃっていいのかどうかというのも私の私見ですけども、やはりこういう団体があるのかなという危惧を持っています。

以上です。

【会長】 ですけども、運営協議会でもって承認していった団体ですよ。

【委員】 はい。どうこう言う話じゃないんですけども、こういうふうに書かれちゃうと、NPOでもうからないなら介護タクシーをやりますよと書かれているのと同じものだから、あまり気分がいいものじゃないなと思います。

【委員】 アビリティーズがやめた理由とか、アビリティーズを利用して外出していた人たちが、それ以降、介護タクシーに転換した部分と、そのまま介護タクシーに乗り切れないのでトリップが潜在化していくというケースが起きていないかどうか。ここは、市場が同じであるということをおっしゃっているんですね。NPO法人が対応している人と介護タクシーが対応している人の市場が一致していると読めるんですが、ほんとうに一致しているのかどうか。一致しているとしたら、一緒の状態でも構わないんじゃないかということが成り立ってくるので、この解釈はお役所の人はどう解釈したのかをお伺いしたいと思います。大事なことです。

【会長】 多分、今、2人の先生から似たようなことだと思うんですけども、特に、所管の東大和市、おられますか。その辺はどういうご意見ですか。

【東大和市】 私どもとしましては、介護タクシーに移行したということで、会員につきましては幅広い利用をしていただくためと伺っております、会員がそのままなのかとか、その辺の具体的な内容につきましては、申しわけございませんが、把握していない状況でございます。

【委員】 例えばの話ですけども、介護タクシーに移って、介護保険で賄える人と賄えない人がいるかもしれない。

【委員】 そういう意味じゃない。これは限定という意味だと思うんです。これは限定でやるという話ではないんですか。多分そうじゃないかと思うんです。

【委員】 そうすると、実際にNPOの方々がやっている市場と介護タクシーの市場が

ある程度ずれている場合に、ずれて残っている人はどうしているんだろうかという部分が気になりますけれども。

【東大和市】 その部分の方につきましては、申しわけございませんが、どういう形で、どのような方法で行うということで具体的には聞いていない状況でございます。

【会長】 多分、今、先生からご指摘があったのは、要するに今までNPOの福祉有償運送のベースでもって通院なら通院に行けた方が、今度、介護タクシーということになって前とシステムが変わっちゃったために、通院が従来、月1回だったものが行けなくなっちゃったとかいった苦情というのは、確かに移送団体に対してはあるんですけども、市民からの具体的なことは上がっていないということですよね。

【東大和市】 そうですね。

【会長】 わかりました。

はい、どうぞ。

【委員】 結論から言いますと、今の話は、第一、福祉有償運送を許可するうぬぬんは地域に公共交通機関がなくて、そういう移動制約者の方を運ぶ団体といいますか会社もないよというのが前提になっている話なんですね。ですから、ここで介護タクシーで商売をやりますと言われちゃうと、商売の人がいるなら、その人にやらせたらどうですかという話になって、話が終わっちゃうんですね。けども、ここからはまたここで話す話じゃないんですけども、限定事業者のあり方は私どももかなり問題に……。

限定事業者という意味がわからないと思うんですけども、私どもみたいな一般タクシーを持っている事業者と、福祉タクシーを持っている事業者、タクシー会社があります。それ以外に、一台一台でやっている、福祉の個人タクシーと言っていいかもしれない人たちが仮に限定事業者と呼んでいるんですけども、そういう人たちがほんとうにちゃんとしたサービスをしているかがなかなか把握できないものですから、全乗連でも調査がこの間、終わっているところなんですけど、引き続き調査をしていかないといかんし、全国的にも、どうも実態が見えてこないところが多いんです。多分、皆さんの市の中にもそういう方がいらっしゃる、限定事業者というところがあると思います。または、限定事業者がぶら下って、介護保険の中で移送している団体もあると思うんですけど、そのような福祉の限定事業者のあり方が今後、問われてくるのかなという話になるんじゃないですかね。

【委員】 限定事業者というところちょっとわかりにくいと思いますけれども、もう少しわかりやすく言いますと、タクシーの免許を持っているんだけど、流しをしてはいけな

い。障害者や高齢者など移動困難な人を運ぶために、ほとんどリフトつき車両で運行していて、個人的に電話を受けて運行サービスを提供するようなことをやっているんですね。そして、自分が受けられない場合、限定事業者の仲間がいっぱいて、杉並のあるところだと、ルールは、空いていたら必ず受けるということで受けてやっている。月に170トリップが限界ぐらいで、それを超えるとキャパシティーオーバーみたいな状況になっている人たちが二、三十人つるんで、携帯電話で仕事をしているところもあります。その他、いろいろ形態はあるかと思うんですが、限定4条というのは法律的には2002年から出てきたと思うんです。

【委員】 補足しますと、中には行政書士の人たちが講習会を開きまして、免許申請、許可申請に必要な書類を書いてあげます、取ったら私たちが紹介する車の会社から車を買ってください、取った後もアフターサービスしますよというふうにたきつけて取らせる行政書士たちのグループもある。あまりにも小さいものですから、私たちの団体には加盟してくれない。私たちが何十台、何百台というレベルじゃないと入ってこられない団体なものですから、どうしてもその人たちが把握できないんですね。何をやっているのかわからない。そういう世界なんです。

東京運輸支局委員、何かありますか。言いにくいかもしれないけれども。

【委員】 とりあえず、今のこの場合は登録団体について抹消したということのご報告の場だと思いますので、それが限定タクシーのあり方うんぬんに話が飛ぶのはこの場での議論になじむかどうかという、それはちょっと違うなどは思います。なので、それについての話はあれなんですけれども、日本アビリティーズ協会は、その団体について何かいろいろな話があったようなんですけれども、とりあえずは、基本的には限定事業の、お金をもらって人を運ぶことは許可が必要で、それになじまないところがあるので、こういった福祉有償運送をやっていたということですので……。

【委員】 なじまないんじゃなくて、そういう団体がないから許可されるわけですね。

【委員】 地域の中で必要だと認めたというところで、許可を受けてやったわけです。

【委員】 それが前提ですよ。

【委員】 そうですね。ただ、この団体については、本来、許可を受けるところを許可を取ったということですから、それはそれでいいのかなとは思いますが。

【会長】 これはアビリティーズだけじゃなくて、報告があったように、今回も新規参入団体がゼロなんですよね。それでもって、廃止されている方が3団体、出てきている。

今、先生がご指摘になったように、福祉有償運送というのは、そういう公共交通の手段がないのでNPOにお願いしますというところなんですけれども、NPOの団体がどんどんなくなってくるということは、逆に言うと、ある意味では全体としては公共交通がしっかりと整備されてきている傾向にあるんでしょうかね。

【委員】 公共交通の整備というか、統計上はそういった限定許可を受けている方の数は、一応、都内でもだんだん右肩上がりに増えています。そういう意味では、本来、許可を受けるべき人の許可の数がとりあえず増えてきたということは、整備されたかどうかは別として、望ましいとは思いますが。

【会長】 わかりました。

これは、前回の特別幹事会でも、やっぱり移動制約者の数もしっかりと把握しなきゃいけないねということがあったんですけれども、それにも通じるところがありますよね。要するに、皆さんの市なら市、区域でもってほんとうに足りているのかどうかは、しっかり把握しておかないといけないんじゃないかなという問題だと思います。

では、これについては、皆さん、いかがでしょうか。いいでしょうか。

次に、報告、その他の（3）その他を、事務局からお願いいたします。

【協議会事務局】 事務局より2点、ご連絡いたします。

まず1点目、前回の運営協議会または本日の運営協議会で話がありました登録団体の運転者の状況について、昨年度中にアンケート調査を取りまとめました。委員の皆様の机上に資料8として配付しておりますので、ご一読ください。

2点目、今後の特別幹事会及び運営協議会ですが、平成25年9月まで、更新登録の期限が到来する団体がございます。新規登録申請団体がなければ、今年度は特別幹事会及び運営協議会は開催しない予定ですので、ご了承ください。

なお、新規登録申請団体等がありましたら、事務局からご連絡させていただきます。

事務局からのご連絡は以上でございます。

【会長】 今、その他として2点、報告されましたけれども、これについてご質問ありましたら、いかがでしょうか。

ないようでしたら、次第にありますように、これで4、5がすべて終わったことになります。では、これをもちまして第1回運営協議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —

会議録署名人	平成24年 月 日
	署名